

令和2年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年3月11日（水）
開会 午後7時00分 閉会 午後8時05分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子

6 議 事

- (1) 議案第16号 令和2年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
(2) 議案第17号 京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について
(3) 議案第18号 京丹後市社会教育指導員規則の一部改正について
(4) 議案第19号 京丹後市指導主事の任命等に関する規則の一部改正について
【追加議案 議案第20号】
(5) 議案第20号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

7 そ の 他

- 8 会 議 録 別添のとおり（全16頁）

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年3月24日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 田 村 浩 章

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課主幹 溝口容子

〈吉岡教育長〉

皆さんこんばんは。

ただいまから「令和2年 第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

今日は遅い時間からの開催です。先週の定例会に続き、臨時会を招集させていただきました。

新型コロナウイルスの関係で学校は休業期間中ですが、あさっては中学校の卒業式にお世話になります。卒業生をはじめ、関係者にとっては大変残念な結果なのですが、感染予防対策もあり、やむを得ず内容も縮小させていただき実施させていただきます。

また、休業期間を3月13日までとじていましたが、昨日、市の対策本部があり、また、本日出されました府立学校の方針に準じ、春休み前の3月24日までとすることとし、本日保護者あての文章も通知をしています。

なお、23日に予定しています小学校の卒業式は、中学校と同様に縮小して実施することとしています。

また、24日を小学校・中学校ともに登校日とし、クラスで修了式・進級式を行い、春休み期間中の生活や、新学期に向けての連絡事項等を指導することとしています。

本日は、「令和2年度京丹後市立学校教職員の一般人事異動内申について」をはじめ4議案に、追加議案を1議案用意しています。審議についてよろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第16号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第16号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第16号について承認)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第17号から議案第20号までの4議案は、いずれも会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月から移行されたことにより改正が必要となった例規であり、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

御異議なしと認めます。よって議案第17号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」、議案第18号「京丹後市社会教育指導員規則の一部改正について」、議案第19号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の一部改正について」、議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の4議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第17号から議案第20号は、先ほどありましたとおり、令和2年4月1日に施行される会計年度任用職員制度に伴う改正についての議案になりますので、一括して説明をさせていただきます。

なお、本日お手元に、議案第17号の差し替えと、議案第20号を追加でお配りしています。

議案第17号は、字句の修正があり訂正させていただいていますし、議案第20号は会計年度任用職員制度に関連する改正ですので、併せて御審議のほうよろしく願います。

それでは、4議案につきましては、いずれも地方公務員法第24条第5項の規定により、条例において、会計年度任用職員の給与等に関して必要な事項が定められたこと、また地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非

常勤職員の任用の厳格化が図られたことから、特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行する職を整理する必要があるため、所要の改正を行うものです。

具体的には、改正法によって任用の厳格化が規定され、それに伴う職の移行としまして、従来、特別職非常勤職員としていた「指導主事」「社会教育指導員」「外国語指導助手」「国際交流員」「資料館長」が会計年度任用職員に移行し、またその職を任免する場合は、従来、「委嘱」「任命」としていた字句を「任用」に統一すること、任用期間については、「同一会計年度の末日まで」とするなど改正法に準拠して改めるものです。

最初に、議案第17号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

3 ページ目の新旧対照表をご覧ください。

まず第2条に規定される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条について補足説明をいたします。同条第1項では、教育委員会から教育長への事務の委任及び教育長をして行わせる臨時代理を根拠づける規定であり、同条第2項においては、教育の基本的な方針や規則の制定改廃、各教育機関において教育にあたる教職員等の人事など重要な事項については教育長に委任できないことを規定し、合議制の教育委員会が自ら責任を持って管理・執行することとされているものです。この趣旨を踏まえつつ、今回会計年度任用職員制度が始まることから、第5号の人事の規定の部分に、ただし書として、「会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。」ことを加えるものです。この規定を加えることにより、これらの職の任免に限っては、教育長に委任することができることとするものです。

次に、議案第18号「京丹後市社会教育指導員規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

3 ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第3条の見出し「委嘱」を「任用」に改め、同条中「特別職の」を削り、同じく「委嘱」を「任用」に改めます。第4条の任期につきましても、任用期間については「同一会計年度の末日まで」とされたことから字句を改め、ただし書きを削ります。なお、再度の任用については、改正法に準拠し、任期が終了すれば退職することとなりますが、人事評価を経て2回まで可能となります。再度の任用とは、改めて任用されるという整理であるため、初度の任用を含め3年間を担保するというものではないことを

申し添えます。

第8条の報酬及び費用弁償の規定では、従来、社会教育指導員を特別職非常勤職員としていたため適用していた「京丹後市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」から、会計年度任用職員に移行したことにより「京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改めます。会計年度任用職員は職員と同様の勤務体制とするフルタイム勤務と、1日7時間以内又は週35時間以内で任用されるパートタイム職員に区分され、フルタイム職員は職員と同様に「給与」「手当」、パートタイム職員は、基本月額と時間外勤務を含めた「報酬」と、通勤・旅費などを含めた「費用弁償」を支給することになります。

次に、議案第19号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。

題名中「任命」を「任用」に改め、第1条中「特別職に属する」という部分は、一般職の非常勤職員に移行するため削り、同条、また第3条の見出し及び同条中「任命」を「任用」に改めます。第4条で任期が定義されていますが、任用期間については「同一会計年度の末日まで」とされたことから字句を改めています。

なお、本規則の改正により、例年3月臨時会において審議していただきました非常勤の指導主事の任命に係る提案は必要なくなりますので申し添えます。

最後に、議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第11条の見出し及び同条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改めます。

また第13条第1号中も同じく「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「雇用」を「任用」に改めるものです。

議案第17号から議案第20号までの4議案共通し、附則において、令和2年4月1日から施行としています。

なお、制度の補足説明については、この後、教育総務課長から説明します。

以上御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈岡野教育総務課長〉

それでは補足説明ということで、資料のほうをご覧ください。「会計年度任用職員制度」というものです。教育次長の説明と重複する点多々あるかと思いますが説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、令和2年4月1日より地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づきまして、特別職非常勤職員の任用の厳格化、臨時的任用職員の任用の厳格化、会計年度任用職員制度の新設がされます。

3ページをご覧くださいと思います。制度の移行イメージということで、特別職非常勤職員が、専門的な知識経験に基づき、助言、調査、診断等を行う者に厳格化されたということにもなります。また、これまでの臨時的任用職員は、常勤職員に欠員を生じた場合、例えば、産休・育休等で正職員の業務を処理する必要がある場合などに厳格化されます。特別職非常勤職員や臨時的任用職員の要件に満たない者は会計年度任用職員となり、一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般の非常勤の職員ということになります。

4ページをご覧ください。特別職非常勤職員とはどのような方なのかということがここに書いてあります。下段の改正後の表のとおり、特別職非常勤職員は教育分野でいますと学校薬剤師、学校評議員、学校医、学校歯科医、産業医となります。

5ページをご覧ください。会計年度任用職員に移行する職が表のとおりとなっています。国際交流員（C I R）、外国語指導助手（A L T）、指導主事、社会教育指導員となっています。

6ページをご覧ください。新しく臨時的任用職員では、初任給は常勤職員と同様に学歴免許、経験年数を踏まえて決定されます。そのほか諸手当とか、休暇等は常勤職員と同じですが、育児休業の取得はできないということになっています。任用期間は6月を超えない期間。さらに6月を超えない期間での更新が可能となっています。

7ページをご覧ください。会計年度任用職員は、職の分類としては一般職非常勤職員ということで、地方公務員法の各規定に適用されます。任用形態はパートタイム、1日7時間以内または週35時間以内ということで、サービスの宣誓、守秘義務、政治的行為の制限など地方公務員法の任用の規定が適用されるということになっています。

8ページをご覧ください。会計年度任用職員の任期、再度の任用、給与が書かれていますが、再度の任用は人事評価を経て2回まで可能で、初年度の任用を含め3年間で担保されるというものではありません。給与については、報酬として基本月額で時間外勤務などの手当もありますし、期末手当もあるということになっています。

15 ページをご覧ください。会計年度任用職員でも給与体系を別で定める職種ということで、国際交流員や外国語指導助手があります。

16 ページ以降に、会計年度任用職員でも定型、専門、高度などの区分が分かれており、区分毎の職種名、また区分毎の報酬額の範囲も異なります。また、年次休暇日数も1週間の勤務日数や任用年数によっても異なりますので、また資料のほうをご覧くださいと思います。

以上です。

<吉岡教育長>

議案第17号から議案第20号までの4議案を説明させていただきました。

まず、議案第17号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第18号「京丹後市社会教育指導員規則の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、議案第19号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

最後に、議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

4議案説明させていただいて、最後に会計年度任用職員制度の説明もさせていただいたのですが、これに関する質問がありましたら、この場で答えさせていただきますが、いかがですか。

<久下委員>

質問ではないですが、教えてください。

9ページの任用のイメージについてです。その前の説明にも再度の任用は2回目までというのがあるのですが、1年が済んだ段階で人事評価を受ける。またもう1年は続けて任用されるということで、もう次の年は再度やり直しで最初からということですね。

<岡野教育総務課長>

はい。そのとおりでございます。

<安達委員>

11ページの給料表について教えてください。ここには11号給まで書いてありますが、これから先もあるということですか、それとも11号給でおしまいということですか。

それから、3年目に再度募集ということで、募集されて採用されるという形になっているのですが、そしたらまた号給が、足されずに最初に戻るのですか。

<岡野教育総務課長>

号給ですが、ここには一部分しか載っていませんが、この号給以降もあります。

それと、一応最長3年間ということなので、その3年が過ぎれば再度また募集して、面接も受けてもらうということになると思いますが、前歴換算があると思いますので、それを加味して給与の格付けがされるというふうに思います。

<吉岡教育長>

号給がどこまであるかということと、金額が一番高いものの説明をお願いします。

<岡野教育総務課長>

はい。14ページを見ていただきたいと思います。区分ごとの給与水準の範囲ということで、その区分というのが16ページから19ページに定型区分の職種例ということで、事務補助員とか図書館業務職員とか、あと、定型でも有資格者であれば図書館の業務員とか補助保育士・保育教諭とか、いろいろありますが、そういう区分によって給与の範囲を設定しています。行政職のところを見ていただきたいと思いますが、定型で言うと14万4,100円から18万700円までというように、職種によって範囲が一定決められています。

<吉岡教育長>

まず、行政職の1級と2級の違いは何ですか。

<岡野教育総務課長>

12ページをご覧ください。職務の級というところがあります。

行政職の給料表で1級と2級があります。1級であれば定型的又は補助的な業務を行う職務、2級であれば相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務ということで、1級と2級とに分かれています。

その下にまた区分というのがありまして、定型、定型の有資格者、専門、高度という区分が分かれています。定型であれば定型的又は補助的な業務、高度であれば資格、経験等を必要とする高度な専門業務ということで、それぞれ給料の範囲が変わってくるということになっています。

<吉岡教育長>

例えば保育士で、短大卒で、会計年度任用職員だったらどれぐらいですか。

17ページに31号給と書いてありますが。

<岡野教育総務課長>

保育士ですね。短大卒ですと行政職1級9号給が基礎になりますので、金額的には15万3,000円ということになります。

<安達委員>

17ページに書いてあるのはどういう意味ですか。

<吉岡教育長>

最高額かと思います。

<岡野教育総務課長>

号給記載の職は、上限号給を別で定めるものと記載しています。

<吉岡教育長>

行政職 1 級 3 1 号給は、いくらもらえるの。

<岡野教育総務課長>

3 1 号給は、1 9 万 7 0 0 円となっています。

<安達委員>

最高が 1 9 万 7 0 0 円ということですね。

<岡野教育総務課長>

はい。

<吉岡教育長>

ほかにはよろしいですか。

<野木委員>

私もよくわかっていなくて質問をするのですが、5 ページに 1 8 の職員の項目があるのですが、まだこの職が増えるという可能性もあるのですか。

<岡野教育総務課長>

現職である職種で、この職種の方が会計年度任用職員に移りますよということなので、このほかの職種があるかどうかはまた別だと思えます。現状の職種で、この方々が会計年度任用職員に移行するという資料になっています。

<野木委員>

ありがとうございます。

わかっていなくて聞いて申し訳ないですが、この職種の任命権者は教育長なのか。

<岡野教育総務課長>

この中で、教育委員会に関わる部分、例えば指導主事、社会教育指導員、国際交流員、外国語指導助手は教育委員会になります。

<野木委員>

それぞれの部署から、こういった職種といいますか部門が追加したいというようなことが、これから先あった場合、これはどこがどう決めていくのですか。今18ありますが、いろいろな部署から提案があると思います。今後増えるとしたら、最終的に誰が決めていくのでしょうか。

<横島教育次長>

確かに、行政の業務も多岐に渡っていますので、必要があれば、新しいこういう仕事を会計年度任用職員として雇用したいということが、出てくる可能性はないとは言えないと思います。そういった場合は、その仕事に限りのあるもので、相当必要性をきちっと話して、それで組織の中の制度にのせていくという形になりますので、市長部局と協議をして、ここの会計年度任用職員に必要だということが協議で成り立てば、提案をして、認めていただいたここの職種に入っていくという可能性はあると思います。

<野木委員>

最終的には議会で承認されるということですか。

<横島教育次長>

任命権者がそれを認めたらよいということになりますので、市長部局でしたら市長、教育関係であれば教育委員会が認めたらその職員は会計年度任用職員になるという形になります。

<野木委員>

ありがとうございます。

<安達委員>

1つ質問です。地方公務員法と地方自治法、国の法律が変わってこういうことになったと思うのですが、中身としては京丹後市独自で考えて、先ほど言われた職種が入ったり、京丹後市独自の給料表であったりするのですか。

<横島教育次長>

2ページに現状というところが出ていますけども、実態として、今まで臨時職員・非常勤職員というのを厳格に適用せずに安易に、この仕事がないからということでたくさんつくっていたという現状があるということで、国のほうが、それはやはり厳格に適用すべきということで法を改正された。その時に、国からひな形として、こういう職種はこうですよということを、きちっと指示をいただいていますので、その職種については国に準じてやっている形になると思います。ただ、給与のほうはそれぞれの自治体でいろいろな体系を持っていますので、それをどこに位置づけるかというのは自治体のほうで考えて独自に位置づけたという形になります。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

休憩を閉じ、再開します。

それでは順次お諮りをいたします。

まず、議案第17号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第18号「京丹後市社会教育指導員規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第19号「京丹後市指導主事の任命等に関する規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦労様でした。

<閉会 午後 8 時 0 5 分>

[3 月臨時会 令和 2 年 3 月 2 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から]

[4 月定例会 令和 2 年 4 月 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から]